

## テブフェノジド(Tebufenozide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定及び暫定的な残留基準の見直し										
経緯	魚介類への基準値設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	ベンゾイルヒドラジン系殺虫剤 昆虫の脱皮ホルモン様作用を示し、幼虫における異常脱皮を促すことにより作用すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稲、りんご、かんしょ等／コブノメイガ、ハマキムシ、ハスモンヨトウ等										
我が国の登録状況	稲、りんご、かんしょ等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	アーモンド、キャベツ、仁果果実等に国際基準が設定されている。 米国においてりんご、かんきつ類等に、カナダにおいてりんご、レタス等に、EUにおいてかんきつ類、仁果果実等に、オーストラリアにおいて仁果果実、ぶどう等に、ニュージーランドにおいて仁果果実、キウイ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.016 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 2世代 繁殖試験(ラット・混餌) 無毒性量 1.6 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
暴露評価	EDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">38.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td style="text-align: center;">64.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">30.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">41.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量(Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	38.3	幼小児(1～6歳)	64.7	妊婦	30.3	高齢者(65歳以上)	41.0
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	38.3										
幼小児(1～6歳)	64.7										
妊婦	30.3										
高齢者(65歳以上)	41.0										
意見聴取の状況	平成21年11月5日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.5	○	0.1		0.029, 0.067 / 0.022 / <0.005 / 0.013, 0.076 / 0.057 / 0.010 / 0.026, 0.046 / 0.07(\$), 0.02
大麦 ライ麦 とうもろこし		5				
そば その他の穀類	5	5	○			0.62, 2.60 / 0.20, 0.03
大豆	0.3	0.5	○			0.03, 0.06(\$)/ 0.02, 0.06 / 0.02, <0.01
ばれいしよ さといも類(やつがしらを含む。)	0.015	0.1			0.015	アメリカ 【米国かんしょ参照】 <0.01, <0.01 【<0.010-0.010(n=8) (米国かんしょ)】
かんしょ やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.1	○		0.015	アメリカ 【米国かんしょ参照】
こんにやくいも その他のいも類	0.015	0.1			0.015	アメリカ 【米国かんしょ参照】
てんさい さとうきび	0.05 1	0.1 1	○			<0.01, 0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10		10		
かぶ類の根	0.3	0.9			0.3	アメリカ 【0.02-0.22(n=6) (米国かぶ根部)】
かぶ類の葉	10	10		10	9.0	アメリカ
クレンソウ	10	10		10	10.0	アメリカ
はくさい	10	10		10	5.0	アメリカ
キャベツ	5	5		5	5.0	アメリカ 【<0.01-4.6(n=14) (米国キャベツ・外葉あ り)】 【米国キャベツ、プロッ コリー参照】
芽キャベツ	5.0	5			5.0	アメリカ
ケール	10	10		10	10.0	アメリカ
こまつな	10	10		10	10.0	アメリカ
きょうな	10	10		10	10.0	アメリカ
チンゲンサイ	10	10			10.0	アメリカ 【米国からしな参照】
カリフラワー	0.5	0.5			5.0	アメリカ
ブロッコリー	0.5	0.5		0.5	5.0	アメリカ 【<0.01-0.34(n=11) (米国ブロッコリー)】
その他のあぶらな科野菜	10	10		10	10.0	アメリカ
チコリ	10	10		10	10.0	アメリカ
エンダイブ	10	10		10	10.0	アメリカ
しゅんぎく	10	10		10	10.0	アメリカ
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	10		10	10.0	アメリカ 【0.09-6.6(n=9) (米国結球レタス・外葉 あり)】 【0.40-3.2(n=8) (米国リーフレタス)】
その他のきく科野菜	10	10		10	10.0	アメリカ
パセリ	10	10			10.0	アメリカ 【米国レタス、 ほうれんそう参照】
セロリ	2.0	2			2.0	アメリカ 【0.10-1.32(n=9) (米国セロリ)】 【米国レタス、 ほうれんそう参照】
その他のせり科野菜	10	2			10.0	アメリカ

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現 行 ppm	登 録 有 無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準 値 ppm		
トマト	1	1		1	2.0	カナダ	【0.031-0.53(n=10)(米 国トマト)】 【0.17, 0.52(米国チェリ ートマト)】 【米国トマト参照】
ピーマン	1	1		1	1.0	アメリカ	
なす	1.0	1			1.0	アメリカ	
その他のなす科野菜	10	10		10	1.0	アメリカ	
すいか		0.1					
メロン類果実		0.1					
まくわうり		0.1					
その他のうり科野菜	10	10		10	0.015	アメリカ	
ほうれんそう	10	10		10	10.0	アメリカ	【0.99-8.1(n=9) (米国ほうれんそう)】 【米国かんしょ参照】
しょうが	0.015	0.02			0.015	アメリカ	
その他の野菜	10	20		10	10.0	アメリカ	
みかん		2		2	0.80	アメリカ	
なつみかんの果実全体	2	2		2	1	オーストラリア	
レモン	2	2		2	1	オーストラリア	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2		2	1	オーストラリア	
グレープフルーツ	2	2		2	1	オーストラリア	
ライム	2	2		2	1	オーストラリア	
その他のかんきつ類果実	2	2		2	1	オーストラリア	
りんご	1	1.0	○	1	1.0	アメリカ	
日本なし	1	1	○	1	1.5	アメリカ	0.35, 0.26
西洋なし	1	1	○	1	1.5	アメリカ	
マルメロ	1	1		1	1.5	アメリカ	
びわ	1	1		1	1.5	アメリカ	
もも	0.05	0.5	○	0.5	0.5	ニュージーランド	<0.01(#), 0.01(#)(果肉) 2.77, 2.54(果皮)
ネクタリン	0.5	0.5		0.5	0.5	ニュージーランド	
あんず(アプrikottを含む。)		1			0.5	ニュージーランド	
すもも(プルーンを含む。)		1			0.5	ニュージーランド	
うめ		1					
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○				0.40(\$), 0.17
いちご	1	1	○				0.46, 0.31 【0.36-0.86(n=5) (米国ラズベリー)】 【米国ブルーベリー、 ラズベリー参照】 【0.30-1.7(n=8) (米国ブルーベリー)】
ラズベリー	2	2		2	3.0	アメリカ	
ブラックベリー	3.0	1			3.0	アメリカ	
ブルーベリー	3	3		3	3.0	アメリカ	
クランベリー	0.5	0.5		0.5	1.0	アメリカ	
ハuckleベリー	3	1		3	3.0	アメリカ	
その他のベリー類果実	3.0	1			3.0	アメリカ	
ぶどう	2	0.5		2	3.0	アメリカ	
かき		1			0.1	オーストラリア	
バナナ		1					0.25, 0.16
キウイ(果皮を含む。)※	0.5	0.5		0.5	2	オーストラリア	
パパイヤ		1					
アボカド	1	1		1	0.5	オーストラリア	
パイナップル		1					
グアバ		1					
マンゴー	0.7	1	○				
パッションフルーツ		1					
なつめやし		1					
その他の果実	1.0	1			1.0	アメリカ	

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
綿実	1.5	2			1.5	アメリカ	【0.0660-0.408(n=8) (米国綿実)】
なたね	2	2		2	2.0	アメリカ	
くり	0.1	0.1			0.1	アメリカ	【米国アーモンド、 ペカン参照】 【<0.01(n=10) (米国ペカン)】 【<0.01-0.045(n=10) (米国アーモンド)】 【米国アーモンド、 ペカン参照】
ペカン	0.01	0.01		0.01	0.1	アメリカ	
アーモンド	0.05	0.05		0.05	0.1	アメリカ	
くるみ	0.1	0.1		0.05	0.1	アメリカ	
その他のナッツ類	0.1	0.08			0.1	アメリカ	
茶	25	25	○				15.50(\$), 12.39(荒茶) / 3.82, 2.29(浸出液)
コーヒー豆		0.05					
その他のスパイス	2.0	20			2.0	アメリカ	【米国セロリ参照】 【0.65-6.90(n=6) (米国からしな)】
その他のハーブ	20	20		20	10.0	アメリカ	
牛の筋肉	0.05	0.02		0.05	0.08*	アメリカ	推:0.016
豚の筋肉	0.05	0.02		0.05	0.08*	アメリカ	(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.02		0.05	0.08*	アメリカ	(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.2	0.05		0.05	0.1*	アメリカ	推:0.080
豚の脂肪	0.2	0.05		0.05	0.1*	アメリカ	(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.05		0.05	0.1*	アメリカ	(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.05	0.02		0.02	0.08*	アメリカ	推:0.031
豚の肝臓	0.05	0.02		0.02	0.08*	アメリカ	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.02		0.02	0.08*	アメリカ	(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02	0.08*	アメリカ	推:0.0066
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02	0.08*	アメリカ	(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02	0.08*	アメリカ	(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.05	0.02		0.02	0.08*	アメリカ	(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.05	0.02		0.02	0.08*	アメリカ	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.02		0.02	0.08*	アメリカ	(牛の肝臓参照)
乳	0.02	0.01		0.01	0.04*	アメリカ	推:0.0068
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.02			
その他の家さんの筋肉	0.02	0.02		0.02			
鶏の脂肪	0.02	0.02		0.02			
その他の家さんの脂肪	0.02	0.02		0.02			
鶏の肝臓		0.02					
その他の家さんの肝臓		0.02					
鶏の腎臓		0.02					
その他の家さんの腎臓		0.02					
鶏の食用部分		0.02					
その他の家さんの食用部分		0.02					
鶏の卵	0.02	0.02		0.02			
その他の家さんの卵	0.02	0.02		0.02			
魚介類	0.3						
とうがらし(乾燥させたもの)	10			10			
干しぶどう	2	2		2			

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

※キウイの基準値については、果皮を含む全果実に適用するものとする。

\*米国の畜産物の基準値は代謝物を含む。

「作物残留試験」欄に「推:」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

## 答申 (案)

## テブフェナジド

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.3
そば	5
大豆	0.3
さといも類(やつがしらを含む。)	0.015
かんしよ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.015
その他のいも類 <sup>注1)</sup>	0.015
てんさい	0.05
さとうきび	1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10
かぶ類の根	0.3
かぶ類の葉	10
クレソン	10
はくさい	10
キャベツ	5
芽キャベツ	5.0
ケール	10
こまつな	10
きょうな	10
チンゲンサイ	10
ブロッコリー	0.5
その他のあぶらな科野菜 <sup>注2)</sup>	10
チコリ	10
エンダイブ	10
しゅんぎく	10
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10
その他のきく科野菜 <sup>注3)</sup>	10
パセリ	10
セロリ	2.0
その他のせり科野菜 <sup>注4)</sup>	10
トマト	1
ピーマン	1
なす	1.0
その他のなす科野菜 <sup>注5)</sup>	10
その他のうり科野菜 <sup>注6)</sup>	10
ほうれんそう	10
しょうが	0.015
その他の野菜 <sup>注7)</sup>	10

注1) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

テブフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 <sup>注8)</sup>	2
りんご	1
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	1
びわ	1
もも	0.05
ネクタリン	0.5
おうとう(チェリーを含む。)	1
いちご	1
ラズベリー	2
ブラックベリー	3.0
ブルーベリー	3
クランベリー	0.5
ハックルベリー	3
その他のベリー類果実 <sup>注9)</sup>	3.0
ぶどう	2
キウイ(果皮を含む。)	0.5
アボカド	1
マンゴー	0.7
その他の果実 <sup>注10)</sup>	1.0
綿実	1.5
なたね	2
くり	0.1
ペカン	0.01
アーモンド	0.05
その他のナッツ類 <sup>注11)</sup>	0.1
その他のスパイス <sup>注12)</sup>	2.0
その他のハーブ <sup>注13)</sup>	20
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注14)</sup> の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2

注8) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注10) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注12) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注13) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注14) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

テブフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.02
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん <sup>注15)</sup> の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
魚介類	0.3
とうがらし(乾燥させたもの)	10
干しぶどう	2

注15) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。



ピリブチカルブ(Pyributicarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	チオカーバメート系除草剤である。 植物体内の脂質生合成系阻害、特にスクワレンエポキシダーゼを阻害することにより作用するものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稲／水田一年生雑草、マツバイ、ホタルイ、ミズガヤツリ、ウリカワ等										
我が国の登録状況	稲に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても基準は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0088 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 0.88 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	<p>TMDI／ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td>14.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>9.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI比 (%)	国民平均	9.2	幼小児(1～6歳)	14.4	妊婦	8.5	高齢者(65歳以上)	9.1
	TMDI／ADI比 (%)										
国民平均	9.2										
幼小児(1～6歳)	14.4										
妊婦	8.5										
高齢者(65歳以上)	9.1										
意見聴取の状況	平成21年11月5日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.03	0.1	○			<0.005(#), <0.005(#)/ <0.005(#), <0.005(#)/ <0.01, <0.01/ <0.01, <0.01
魚介類	0.4					

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

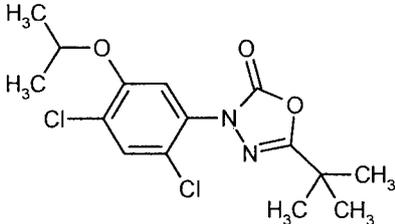
答申(案)

ピリプチカルブ

食品名	残留基準値 ppm
米	0.03
魚介類	0.4



## オキサジアゾン(Oxadiazon)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定及び暫定的な残留基準の見直し										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	オキサジアゾール環を有する除草剤 クロロフィル生合成経路中のプロトポルフィリノーゲンオキシダーゼを阻害することで、細胞膜の過酸化を引き起こし、植物を枯死させると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稲／水田一年生雑草、マツバイ、ホタルイ、ミズガヤツリ、ウリカワ等										
我が国の登録状況	稲に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。EUにおいてクランベリー、ブルーベリー等に、ニュージーランドにおいてぶどう、たまねぎ等に基準値が設定されている。また、米国において、肉類及び乳に残留基準値が設定されていたが現在では削除されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0036 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 0.36 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="text-align: center;">TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">31.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児(1～6歳)</td> <td style="text-align: center;">48.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">29.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">30.9</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	31.4	幼小児(1～6歳)	48.6	妊婦	29.6	高齢者(65歳以上)	30.9
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	31.4										
幼小児(1～6歳)	48.6										
妊婦	29.6										
高齢者(65歳以上)	30.9										
意見聴取の状況	平成21年11月5日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.02	0.01	○			<0.005(#), <0.005(#) / <0.0005(#), 0.0011(#) / <0.0005(#) / <0.0005(#) / <0.001(#), 0.0006(#) / <0.004(#) / <0.004 / <0.001 / <0.004(#) / <0.004(#) / <0.005(#), <0.005(#) / <0.005(#), <0.005(#)
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓		0.01				
豚の肝臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01				
牛の腎臓		0.01				
豚の腎臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01				
牛の食用部分		0.01				
豚の食用部分		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01				
乳		0.1				
魚介類	0.6					

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(別紙2)

答申 (案)

オキサジアゾン

食品名	残留基準値 ppm
米	0.02
魚介類	0.6

